

性の利用も少ないというふうなこれが建物は、早急に取り壊して、地主側に地上権を返すことが税金のむだ使いというふうなことになるかと思うが、どのような考えているか伺いたい。

先ほど申し上げましたように、地方自治法第二百四十二条による請求を受けることのないような措置をすべきかと思うが、その考え方はどうか。

また、公用車の使用、利用についてであります。説明は決まりきった説明に受け取られますので、さらに質問をいたしますが、使用許可は名目が公的であるとするならば、これは使用許可をしているのかどうか。あるグループが、一つの団体が借りて使用するその名目と、実際に使用したこれが内容が異なっているとしても、なおこうしたものに貸し出しをするのかどうか。また、そうした内容を知りながらも許可しているのかどうか。これらについて伺いたい。

また、公園の問題について、公園の使用についてもまた同じようなことでございませうけれども、都市公園法という法律に基づいて制定された都市公園条例も施行規則も無視して貸し付け、既成事実としておきながら、指摘されるとあわててその善後策で、前日も説明されたように管理棟という名目で許可しない等、

議会を愚弄するものはなほだしいことを言っている。許可しないうちに建てられたのでとも説明された。確かに説明しておりますが、このことが事実であれば不法に不動産を侵し奪われたことであり、そのような場合の救済法律が昭和三十五年五月に、法律第八十三号で窃盗罪の次に不動産侵奪罪として刑法第二百三十五条の二として新設され、これを侵したものは十年以下の徴役に処すると定められていることによっても、いかに重大な公有地の無断使用の問題であったかと思えます。

先ほども申し上げたように、昨年九月二十六日の全協で話しが出、さらに十月三十日の全協では、部長の答弁、市長の答弁がなされましたが、その答弁が答弁になっていないと私は思います。ここに会議録の写しを持参しておりますが、回答はそれでよいと言われるなら朗読もしますがどうか。市長は今まで一度よく考えて、さらに提案させていただきたいとしているが、いつ提案となるか、見込みをお聞きしたい。担当委員会に提案もしない問題を、無計画と言わざるを得ないと思われるような視察をするような、しかし勉強となることであればまことに結構であると思うが、こうした点について何か申し上げないではいられない事柄があると思う。

いろいろと申し上げましたが、すべて悪いとは申し上げません。特に規則、条例等

がある事柄は、その決まり、手続を守るべきで、こういう市有財産を預かる職員として、上に立って慎重に対処されたいと思うが、これらについてもひとつ回答を伺いたい。

○議長（小林菊三君） 十二時五分まで休憩いたします。

午前十時五十七分 休憩

午前十一時六分 開議

○議長（小林菊三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川常太郎君） 自席でお許しをいただきまして、第一点につきまして御答弁申し上げさせていただきます。

私の最も重大な任務でございます幹部職員教育につきまして、きわめて適切なるおことばを賜りまして、私は百万の味方を得たごとく、また大いに啓発をしていただきまして、ありがたく存じておるところでございます。

私自身といたしましては、従来から貫井先生は大先輩であり、私の師として仰いでいる方でございます。本日の御注意を心深く抱きしめまして、今後、職員

の教育、特に幹部職員、部課長の教育につきましては、力を入れてまいる所存でございます。先ほども申し上げましたように、大体外部との仕事もピークを過ぎましたので、今後は役所にいる時間が長くなると思っておりますので、一生懸命いたします。

どうぞ先生におかれましては、今後とも御指導を賜りますれば幸甚と思う次第でございますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。

○総務部長（上野重勝君） 婦人生活館の件でございますが、御指適のように、地主であります稲荷講の方からは、市長あてに返していただきたいという要望が参っておりますが、あそこは市の施設であり、いままでの経過もございますし、それから市の財産でもございますので、これを返すことにつきましては、どういう内容で、どんな条件でお返ししたらいいかということについて、検討の必要があるかどうかと思えます。

第二点につきましては、あそこは従来とも牛一町会が無料で使用させていたのだという条件がついてありますし、また、地主との契約の中にもそのようなことがう

たわれております。したがって、牛一町会の動向も十分配慮しなければいけないと思います。市としても特になくはないという施設でもございませんで、その辺は十分配慮しながら、どうするかを内外とも協議しながら進めていきたいと思ひます。それからバスの使用につきまして先ほど申し上げましたが、バスの使用は公共的な目的を持ちましてそれそれ担当の部長から総務部長あてに使用許可の申請が書類で参ります。その中に使用目的、使用人数、使用期日あるいはまた工程等が記載されておりました。私ども書類審査の上で通常各部、各課から申請のあったものについては許可をいたしております。

御指摘のように、それが果たして目的であり使われたかどうかについては、私ども実態を把握しておりませんけれども、御指摘の点もありますので、いままでの内容につきまして検討し、不都合な点がありましたら注意をし、今後許可の際に十分チェックをしてまいりたいと思ひます。

○教育次長（内田和雄君） 牛浜野球場の問題でございしますが、近い全協に方法等につきまして御提案申し上げ、御審議をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○十六番（貫井喜代次君） ただいま市長からは、幹部職員の教育には力を入れていくというふうなことでございます。

市長の答弁を誠意ありとして、これ以上具体的な問題の個々の質問、指摘ということは遠慮いたしますが、要は市民あての市職員であり、間違いはだれにもときとしてあり得ますけれども、間違ひでは済まされない職員としての行為、行動について、市長の部課長の教育に努力されんことを望みますが、一方、まことに頭の下がるような、まじめな、誠心誠意市の行政に努力している多くの職員のあることも市長は知ってほしいことをここで申し上げて、この件については質問を打ち切ります。

それから、ただいまの市有財産関係でございしますが、市の施設であり、財産であることは、説明を受けるまでもなく当然わかっているんです。だから私はそういうことについて質問したわけです。無料で使わせるということも、前にこの問題が議会に出されたときに承知しております。しかし、これに対する坪二百九十円という地代を払うことと、先ほど申し上げましたように、税金のむだ使いをしているのではないかと、ということと、市有財産、公有財産でありながら、市民の利用、使用がないものに

対して、いつまでもこれを放っておくということは税金のむだ使いになる。したがって、今後のこれが使用というようなことがないとするならば、これに対する善処をすべきではないか。どうするかこれから考えるということでございますので、これについてはまた次回にでもどのように決定づけたかということを実問するとして、これもここで打ち切りま

す。それからバスの使用、これはバスに限ってではございませんけれども、バスを例にとつて申し上げましたが、ただいまの回答によると、書類審査のみでやっているということでございます。だとすると一方には片寄った不服、不満のあるものも出てくることは当然でございます。したがって、こういうことはやはりだれが見ても、だれが聞いてもごもっともというふうなことの関係に留意して貸し出しをするべきだと思ひますけれども、今後とも書類審査のみで行うのかどうか、いま一回この点を質問いたします。

それから公園の使用、これは先ほども申し上げたように、昨年の九月二十六日、十月三十日と、二回続けての全協でいろいろ話が出ましたけれども、先ほども私が申し上げましたように、もしそれでいいということであるなら、当時の会議録をここに持つておりますから読み上げましょうと申し上げましたが、そこまできなくてもよろしい

ように考えます。市長は提案するとは申しませんけれども、いま一度よく考え、ここに提案させていたきたいという答弁をしておりますので、ただいまの回答ではそういうふうな面が漏れておるようです。いっごう提案する気であるのか。先ほども申し上げましたように、九月過ぎております。提案するかしないか、この点だけお願いいたします。

○総務部長（上野重勝君）バスの貸し出しにつきましては、それぞれの部課長の意見を尊重いたしまして、書類審査だけで進めてまいりましたが、内容について不備な点があるという御指摘でございますので、今後実態にも立ち入って使用許可をしたいと思います。

○教育次長（内田和雄君）内部的に検討いたしました。条例上の問題等もあるかと思ひますので、全協にお諮りして、それから御提案申し上げてまいりたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○十六番（貫井喜代次君）それでは回数も三回であり、またいろいろ伺いたい問題もございますが、いまの最後の公園問題については、前回までは教育関係でなく、説明は何回も行われましたけれども、いっから教育関係でやっているのか。何か質問されて

おかしくなったから担当がかわったのではないかというふうに取れますけれども、前回までは教育ではこういうものは説明しなかった。それがいつ、どういう関係でそういうふうな内部の受け持ち関係がかわったのか。これだけの一つお聞きしておきたいと思ひます。その回答を得ましたら、私の質問を以上で終わります。

○教育次長(内田和雄君) 公園の一部でございますが、社会教育施設の野球場であるということから、私の方で御答弁申し上げていくわけでございまして、今後私どもの方で検討してまいりたいと思っております。

○議長(小林菊三君) 次に十一番原 敏子君

(十一番原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 三項目にわたって一般質問をさせていただきます。

まず第一点に、加美平団地の公園、街灯の維持管理について質問いたします。市内にあるすべての公園や街灯は、本来市で維持管理していくべきだと考えております。しかし団地におきましては、団地住民の共益費の中から賄われております。加美平団地の公園管理費は、五十四年度で約二十万円、街灯の管理費、電気代は三十六万円になっております。しかも公園や街灯だけで

なく、消火器の詰めかえから樹木の手入れ、芝生の手入れまで共益費で賄う団地住民は、一般市街地の住民と比べるとずいぶん行政の不合理性を感じます。

私は昨年の六月議会でもこの問題を取り上げて一般質問をし、団地の持ち主である東京都住宅供給公社と市が話し合い、この団地の不合理な負担を一日も早く解決し、明るくて住みよい団地にするように要望いたしました。一年たちますが、その後の経過と市の考え方を質問いたします。

二点目、予防衛生事業内容の充実について、現在の医療制度は、主として病気にかったときに治療を受けるための制度としてつくられております。今日病人がここまでふえ、病気も慢性的な症状が多くなる中で、保健医療制度はすべての住民に対して病気にかからないよう、日常的に健康管理をする予防医学への態勢が求められております。したがって、予防医学的知識の普及により病気を未然に防止することを前提とした医療体制の確立を、いま多くの住民が望んでおります。そのための具体的な施策の実施は、地方自治体にとりますます重要となっております。

福生市は、昨年十一月に健康センターがオープンし、この健康センターで地域住民の

健康に関することの相談を行っております。ここの四月からは職員配置を実施し、保育相談も保健所の協力を仰ぎながら実現しました。この実現は、住民から大変喜ばれております。このような施策によって住民の健康を守ることや、また一人一人の住民が、自分の健康に関心を持ち、自分自身の健康状態を正確に知ることが予防医学として必要です。健康センターも職員が配置され、住民の中に健康センターの位置づけが徐々に定着してきています。しかし、いまの健康センターの職員四名で四万八千市民の健康を守り、そして予防医学をこの住民にしていくということは限界があります。病気の多様化や予防医学の立場から考えてみても、職員の増員、特に保健婦の採用で市民の健康を常に把握できる健康センターにすべきだと考えますが、市長は、今後、健康センターの充実にいつどのように考えておられるか質問いたします。

三、都予算について、長引く円高不況、物価高の新たな進行、教育文化の荒廃など、いま都民の生活は重大な不安にさらされております。しかも高度成長政策の破綻と三割自治の仕組みが引き起こした地方自治体の財政危機に対して、政府は何の抜本策もとらないばかりか、自治体に住民

負担の大幅な引き上げと借金財政を押しつけ、とりわけ都に対しては、意識的に財政圧迫を行い、都財政を深刻な危機に追い込んでいます。

このような激しい事態の中で、都政に求められているのは、財政危機のしわ寄せを都民や職員に押しつけるのではなく、都民の持つ多面的な要求を結集し、政府に対して全国の自治体にとって放置できないものとなっている税財政制度の抜本的な改革を求める都民ぐるみの一大運動を起こして、都がその先頭に立つ都民本位の財源確保の姿勢が必要です。都民本位の都政が強く求められています。

これまで福祉、教育、中小企業対策等都民の世論と運動で実現してきた先進的な成果さえ後退しかねない事態になっています。鈴木都知事は、革新都政の福祉施策と公害行政を評価、それを継承することを公約し、知事に就任しました。しかしながら、その後の発言は、早くも見直しと後退を示唆するものとして、広範な都民から不安の声が寄せられてきました。そのため、都民団体や各界の人々、さらに市議会議長会、社会福祉協議会など多くの団体が、都や各党に対して関係予算の復活を求め、要請運動が行われてきました。このような強い都民の要求によって、当初予算で未計上及び一部計上

のものが復活されるようになりましたが、まだ不十分であります。また知事は、今後老人医療費無料化や、私立幼稚園児への補助などを見直しをしようと記者会見しており、福祉、教育などに対して大きな不安を残しております。自民党政府のもとで、他の道府県には回されております地方交付税交付金が、東京都には不当に払われておりません。私どもは、この地方交付税交付金を他の道府県のように払うことによって、都の抱えている赤字二千八百億円を解消し、都財政の危機を乗り越えることができることを訴えてきました。

以上述べましたように、引き続き都財政の危機が続くなら、これを口実とした福祉、教育などの後退が予想されますが、市はこれらの福祉、教育など住民生活にしわ寄せを来さないようにするとともに、福祉、教育の一層の充実が望まれています。どのように考えられているか市長に質問いたします。

以上、三点を私の一般質問いたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 答え申し上げます。

一点の加美平団地についてでございますが、かつて御指示をいただきました。その後公社と折衝を続けております。維持管理費を市が負担をするということとは、所有権が市に移りませんと非常にむずかしい問題でございます。また一方、住んでいる皆さんの方は市民でございます。そこで交渉も大変むずかしいんでございますけれども、しんぼう強く折衝を重ねておりまして、一部進展はいたしたところもございます。詳しくは担当の方から御説明を後刻申し上げますが、一部は進展しているということであり、今後とも折衝を続けていくということでございます。

二点目、健康センターにつきまして市民が喜ばれているということ、そしてまた、原先生からもこれを予防センターとして充実しろということ、私も全く同感でございます。お説、うれしく存ずる次第でございます。

現在のところ、福生市にはお説のとおり保健所がございますので、保健所の事業と抵触しないように、予防衛生業務についてできるだけ充実するよう部に命じてございます。内容につきましては担当から御説明を申し上げます。

三点目、予算につきまして、主要なところは住民に都の補助金減によってわ寄せがくるのではないかということだと思ひます。まだ折衝中のものがございすので、確たることは申せませんが、おおその暗算程度でまいりまして、国民健康保険、消防署関係の二つが大口でございまして、すべてを合計いたしますと、まだ昨年より二億円近く減額になるんではないかというふうに考えております。二億円でございす。これはまだはつきりした数字ではございせんが、まだ相当減ることも考えられますが、現在のところ約二億円くらい違うだろうと考えております。

市といたしましては、教育あるいは福祉につきまして、できるだけ本年度は努力いたしまして、御迷惑をかけないようにしてまいりたいと思ひております。

少々そのこととはそれるわけでございす。この際御理解をいただきたいんですが、国の財政が逼迫してありまして、五十三年末には赤字国債の累計は四十九兆円になるそうでございす。四十九兆円というのは国民一人当たりは五十一万円だということにございす。大変な赤字でございす。また東京都におきまして、先ほど先生が申されたとおりでございまして、大きな赤字がございす。

が、ここでもまた起債残高におきましては、公共企業を入れますと四兆円にもなるそうにございす。膨大な赤字になるわけでございす。国も都も大変な赤字であり、増税をしない以上は何かで予算を削らなければならぬというふうな時期だろうと思ひます。

したがいまして、市といたしましてもそういう状態にございすので、十分心していかなければならぬわけにございす。私たちは、行政レベルのダウンは何としても避けなければいけないと思ひます。しかも市の健全財政はあくまでも維持していかなければならぬと思ひます。相矛盾したことを抱えているわけでございす。したがしまして、ことしはございせんけれども、将来におきましては、物によつては受益者負担の方式も採用せざるを得ないような時期になるんではないかというふうに想像をしているところにございす。こういうふうにならないことを願ひておりますけれども、行政レベルを下げずに、しかも市の健全財政を維持していくことはなかなか困難な時代が来るだろうということを予想しておりますので、そのようなことを頭に置いて今後ともやってまいりたいと思ひ次第でございすので、よろしく御賢察のほどをお願いいたす次第でございす。

以下は各担当より詳しく申し上げます。

○建設部長（斎藤多市君） 自席から市長の補足答弁を申し上げます。

第一点の加美平田地の公園、街灯の維持管理でございますが、御承知のように、昨年の五月に自治会からの要望を受けまして、住宅供給公社と現在再三にわたって折衝を行っておりますが、その中から本年三月に文書回答がございまして、公園については管理のみ移管願いたいと、それから歩道敷については無償譲渡する。街灯につきましては現在のままで無償譲渡するというふうな回答が来たわけでございますが、公園につきましては、現在、財産も移管していただかなければ維持管理はできないという回答をしております。それから歩道につきましては無償譲渡という事でございしますので、近々のうちに譲渡を受けたいと考えております。さらに街灯につきましては、現在の街灯は庭園灯でございしますので、これをアーム形の街灯にするよう現在要請をしておりますので、これらにつきましては、まだ歩み寄りができておりませんので、今後なお折衝を重ねてまいりたいと思います。

以上簡単ですが、経過といたします。

○市民部長（生子国利君） 市長から私の方へ命じられております予防の関係で

ございますが、業務の一環について私の方から御説明申し上げたいと思います。

確かにセンターとしての使命を果たすには予防以外にはないのではないかと。業務の内容そのものがそういうことでございます。しかし、職員を置いても専門職でなければこのセンターというものは活用が非常にむずかしい。そこで市は、五十四年度において、先ほど市長から申し上げましたとおり、保健所とのタイアップによってある程度の予防の充実に図っていくという事で、今年ですが、前に御質問を受けた際に私も御説明申し上げたのですが、その具体的な例といたしまして、今回独自で現在の職員のできる範囲の努力をして充実に図っていくというふうに考えております。その中では特に本年度は七月の中旬を期しまして、救急処置の関係あるいは一般成人病に対する相談を受けるということを、各地区ごとに分けまして、大きく熊川地区、福生地区というふうに分けまして、医師の講師を呼んで診断を受けるという事で市としても独自にセンターの活用をしていきたいというふうに考えております。そのほかにも更年期障害の問題、婦人衛生の問題、そういうものはやはり直接職員が説明できませんので、やはり講師そのものを呼びまして、それによってある程度予防ということにつきまして処置していきたいと、ただ通常の

場合に、相談にいられた場合の処置が非常にむずかしくなるのではないかということ
でございしますが、その場合における保健婦というものがやはり必要になると考え
ております。しかし、現在おります係長は、たまたま保健婦の資格を持ってお
ります。それでこの相談についてはある程度応じられるのではないかと考えてお
ります。しかし、この方もそう長い間の在職ということに付いても今後考えられてお
りますので、それらに対応いたしまして、そのセンターの活用が十分できるよう計画を
立てまして、進んでいきたいというふうに考えております。

○十二番(原 敏子君) それでは自席から再質問させていただきます。

一点目の加美平団地の公園や街灯の維持管理について、先ほど市長が、その後
も公社と折衝をしてということ、歩道の移管の問題が話し合われ、これが実現
しようとしているものだというふうに思っています。

一点では、団地住民は、共益費を一世帯当たり月一千三百円集めておりまし
て、その中で一番大きなウエートを占めるのが汚泥の引抜料です。この共益費
の中から一千万円近いお金がこれに使われている。これは下水道が完備して
これがなくなれば一番いいんでしようけれども、それと同時に、水道の給配水の電

気代——これは給水塔に上げる関係ですが、それがまた大きなものです。私がこの
共益費の中の内訳を見まして一番少ないのが公園の維持管理——維持管理といっ
ても、公園の砂場の砂を補てんするとか、遊具の壊れたのを直すというのに多
く使われていると聞いておりますが、私が五十四年度調べただけでも、どうしても出
さなければいけない汚泥の引抜料と水道の電気料ですが、これはどうしても出さ
なければ団地の中では生活できないわけです。これを除いた共益費の中から予算
の割り振りをするわけで、市はこの維持管理は財産が移管してからと言われてお
ります。当面、公園の砂場の砂くらい何とか補てんしてもらえないか。これは
先ほど市長が申されましたが、これは住宅供給公社の持ち物であるが、住んでいる
のが市民であるということ、市長が答えられました。私は公園の砂場の砂の補てん
くらいはしてもらいたいと思いますが、どのように考えられるか聞かせていただきたいと
思っています。また、この街灯ですが、いまの庭園灯では街灯の役割りを果たさない
と聞いておりますし、要は明るくしたいということが問題なので、今後この住宅
供給公社と折衝をしていく中で、この歩道が譲渡されましたように、団地住民が
住みよいまちになるよう努力していただきたいと思います。